

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 水工 第 54 号
- 3 事業名 上矢作浄水場ろ過器ろ材交換工事
- 4 事業場所 上矢作浄水場
- 5 事業概要 ろ材入替(マンガンろ過機+活性炭ろ過機) N=2系統分
- 6 工期 平成30年1月11日 ~ 平成30年3月20日
- 7 請負代金額 5,886,000 円
- 8 契約締結日 平成30年1月11日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中川区広住町 5 番 2 2 号
名称 (株)フソウ 名古屋支店
支店長 森下 宏信
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙の通り

随意契約理由

上矢作浄水場のマンガン・活性炭ろ過設備は、(株)フソウ独自のろ過設備であり、ろ材の交換には専門的な技術と知識が必要なため、他の業者には不可能である。

上記理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しない」に該当するため、(株)フソウ名古屋支店を契約相手方とする。

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 エコ 第 54 号
- 3 事業名 エコセンター恵那経年劣化工事（その2）
- 4 事業場所 長島町久須見 エコセンター恵那
- 5 事業概要 (取替)給水ポンプ場受水槽水位計・脱臭排ガス集塵機レベル計・ごみピット用排風機ファン・乾燥機攪拌翼(整備)計量コンベヤメカ・灯油移送ポンプ2台、風力選別機ロータリバルブ・粗大ごみ切断機(点検架台改造)、二次破碎機シャフト更新・点検口改造、風力選別機用送風機本体更新
- 6 工期 平成30年1月 22日 ～ 平成30年3月27日
- 7 請負代金額 25,704,000 円
- 8 契約締結日 平成30年1月22日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目27番8号
名称 メタウォーター(株) 営業本部 中日本営業部
部長 中野 順
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙随意契約理由書のとおり

随意契約理由書

契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏名 メタウォーター株式会社 中日本営業部 部長 中野 順

住所 愛知県名古屋市瑞穂区須田町2番56号

理由

本施設は、性能発注方式により(株)栗本鐵工所が受注し、設計及び施工を行った施設です。この施設は、特殊技術や設備が多数存在し、メンテナンスは設計施工を行った業者以外出来ないため、施工業者である(株)栗本鐵工所がメンテナンスを行っていました。その後、平成20年10月に(株)クリモテクノスへ環境事業部門が事業譲渡され、さらに平成21年7月に(株)栗本鐵工所及び(株)クリモテクノスからメタウォーター(株)へ3社契約により環境事業部門が事業譲渡され、現在はメタウォーター(株)が技術情報を含めメンテナンス技術を引き継いでいます。

以上の事から、今回行う乾燥機攪拌翼取替等の整備は専門的知識が必要なため、技術情報やメンテナンス情報を引き継ぎ、作業を熟知しているメタウォーター(株)以外では困難であることから随意契約を行うものです。

随意契約報告書

- 1 担当課 地域医療課
- 2 施行番号 医地 第 40 号
- 3 事業名 市立恵那病院残土処分工事
- 4 事業場所 市立恵那病院
- 5 事業概要 残土処分地整備 約2000㎡の立木の処分 搬入路整備 約40m
残土処分 3000m³
- 6 工期 平成30年2月15日 ~ 平成30年3月26日
- 7 請負代金額 6,048,000 円
- 8 契約締結日 平成30年2月15日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市大井町 1 2 0 2 - 4
名称 セントラル建設(株)
代表取締役 阿部 伸一郎
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

市立恵那病院の造成工事の残土処分が急遽必要なため、本工事を請け負っている業者と随意契約をする。合算経費摘要、工期の終わりが本体工事より後になるため。

随意契約報告書

- 1 担当課 観光交流課
- 2 施行番号 商観 第 111 号
- 3 事業名 ささゆりの湯東西露天風呂目隠し塀設置等工事
- 4 事業場所
- 5 事業概要 ささゆりの湯東西露天風呂の目隠し塀・エントランス誘導タイル設置、露天風呂転落防止対策
- 6 工期 平成30年3月22日 ~ 平成30年3月30日
- 7 請負代金額 4,605,660 円
- 8 契約締結日 平成30年3月22日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市山岡町原 7 8 9 - 3
名称 板垣建設(株)
代表取締役 板垣 光公
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第7号 時価に比べて有利な場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

施工番号 商観第 111 号
件名 ささゆりの湯東西露天風呂目隠し塀設置等工事
工事期間 契約日～平成 30 年 3 月 30 日
相手先 板垣建設（株）
岐阜県恵那市山岡町原 789-3

随意契約理由

本工事は、くしはら温泉ささゆりの湯露天風呂の目隠し塀等の設置工事であるが、当該施設は平成 29 年 10 月から平成 30 年 3 月 30 日までリニューアル工事を行っており、当該施設のリニューアル建築工事を請け負っている板垣建設（株）と契約する事が労務費等が一番安価となり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号「時価に比べて有利な場合に該当」するため、随意契約とする。